

第2回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和3年7月30日（金）
9時25分から10時57分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 11名
- 4 欠席委員・・・3名（作本眞悟委員、福井利和委員、平部勇一委員）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:25	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第2回日南市農業委員会総会を開会いたします。4番作本眞悟委員、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井利和委員、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部勇一委員の3名より欠席届が提出されております。只今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は11名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に1番井上友和委員、2番田端功委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。

局 長	本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
議 長	お諮りいたします。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 5 号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
局 長	それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条の許可申請」について、農業委員会に対し申請がありました 12 件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が 9 件で、受付番号 1 番から 4 番、6 番、7 番、11 番、12 番は経営規模拡大のため、受付番号 10 番は新規農業経営のためとなっております。使用貸借権設定が 1 件で、受付番号 5 番は経営規模拡大のためとなっております。賃借権設定が 2 件で、受付番号 8 番、9 番は経営規模拡大のためとなっております。 次に議案第 2 号「農地法第 4 条の許可申請」について、県知事への申請がありました 2 件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号 1 番、2 番は植林のためとなっております。 次に議案第 3 号「農地法第 5 条の許可申請」について、県知事への申請がありました 7 件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が 6 件で、受付番号 1 番は材木置場用地のため、受付番号 2 番、5 番から 7 番は植林のため、受付番号 4 番は駐車場用地のためとなっております。使用貸借権設定が 1 件で、受付番号 3 番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画」についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、

	局 長	20 件について審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 2 件、所有権移転が 4 件、中間管理権設定が 14 件となっております。 次に、議案第 5 号「非農地証明願」について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願の申請がありました 3 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番から 3 番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。 なお、地区部会におきましては、農業委員会だより編集委員を 1 名選出していただきますようお願いいたします。
9:32	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 00 分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
10:00	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。

	議 長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の許可申請」について 12 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。7 月 25 日に譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は酒谷 2 区、国道 222 号線沿いにある酒谷郵便局から北東へ 100m 程の所の農地です。譲渡人の依頼で今回の申請となったようです。譲受人は、施設キュウリ、水稻を栽培する農業法人代表で、今後も農地として適正管理することでした。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 2 番について説明します。申請地は上塚田です。上塚田公民館を左折し約 200m の所です。7 月 22 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。塚田地区担当の作本委員にもご協力いただいております。譲渡人は、宮崎市在住で、現在まで管理してきた弟が亡くなり、管理ができないため、隣接する譲受人に購入して欲しいと依頼し、今回の申請となったとのことでした。譲渡人には、何度か電話したのですが、不通により連絡が取れておりません。譲受人は、ミカン農家で経営規模拡大です。特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。まず始めに受付番号 3 番について説明します。申請地は東郷地区字西迫です。7 月 24 日、譲渡人、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人は高齢により管理できないとのことで譲受人に購入を依頼したものです。譲受人は、認定農業者で経営規模拡大です。特に問題ないと思います。次に、受付番号 4 番について説明します。申請地は東郷松永地区字福田です。県道 27 号線から山間部に約 400m 入った谷川の堤防に面した所です。7 月 24 日、譲渡人、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人は経営規模縮小、譲受人は主に水稻

平 方	を栽培されている専業農家で経営規模拡大です。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 5 番について説明します。申請地は、国道 220 号線から伊比井の山間部へ約 500m 入った所です。7 月 24 日、貸人、借受人立会いのもと現地確認しました。現地は長い間耕作放棄されており、かなり荒れた状態になっています。譲受人は建設会社をされており、会社の傍ら農業をされており、今後機械を投入し整備するとのことです。現地に至る道路もかなり荒れていますが、積極的に整備するとのことです。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 6 番について説明します。7 月 24 日、譲渡人に電話での緒聞き取りを行い、同日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は大窪地区の茶園公民館から林道を約 800 m 行った所です。譲渡人は、今年 5 月に父親より相続されましたが、農業をする予定はないとのことで、隣接する園地で露地野菜、落葉果樹の経営をしている譲受人に相談されました。譲受人は、隣接地で傾斜のない農地であることから引き受けられ、取得後は栗を栽培し適切に管理していくとのことです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
谷 元	はい、15 番谷元です。受付番号 7 番について説明します。申請地は北郷地区郷之原です。県道日南高岡線沿いの食料品店付近の踏切手前を高速道路に向かって農道を進んだところ。高速道路によって買収された残地で、三角地となっています。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 8 番から 10 番について、担当委員より報告願います。

10:11	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。まず、受付番号 8 番、9 番について関連がありますので一括して説明します。申請地は、県道日南高岡線から富士へ越える市道へ入ってすぐ左側のハウス施設です。以前はイチゴを栽培されておられました。その一部につきましては先月許可をいただいたところですが、残りの 2 筆について今回の申請となります。貸人については、電話で確認しております。借受人は、北郷地区の農業法人です。特に問題ないと思います。 受付番号 10 番を説明します。父親から子への所有権移転です。申請地は、県道日南高岡線沿いの大藤河川公園を過ぎ、橋を渡ってすぐ左手にあるガソリンスタンドの前後の農地です。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です
	議 長	続きまして、受付番号 11 番、12 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 11 番、12 番について関連がありますので一括して説明します。7 月 25 日、譲受人、譲渡人に連絡し現地調査しました。11 番の申請地は榎原神社から北に 1.5 km の札之尾地区です。12 番の申請地は、黒潮環境センターから東に 200m 行った所です。11 番の譲渡人、譲受人は、義理の親子関係で、12 番は祖父と孫の関係です。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の許可申請」について 2 件の審議をお願いします。はじめに、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。

10 : 14	谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 1 番について説明します。7 月 24 日、申請人立会いのもと現地調査をしました。申請地は、大堂津小学校グラウンド北側、約 1 km の所です。40 年前に周囲が山林し、日当たりの悪さや鳥獣等の被害のため、農地として管理できなくなり杉を植えたとのことです。周囲は山林化しており、農地は無く、始末書も添付されています。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	次に、受付番号 2 番について、担当委員より報告願ひます。
	木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 2 番について説明します。7 月 26 日、代理人と現地調査しました。申請地は、北郷倉迫の菖蒲迫バス停から山手へ 1 km 行った山林です。平成 11 年に父親から贈与されました。贈与当時から杉は既に植えられており、昭和 60 年頃植林されたようです。今回地目が畑であることがわかり申請されました。始末書も添付されています。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の許可申請」について 7 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願ひます。
	金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。7 月 26 日譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷 3 区、国道 222 号線沿いにある譲受人の事務所兼材木置場の隣接地です。譲受人の依頼で今回の申請になったようです。譲受人は今後材木置場用地として適正管理していくとのことです。周囲に影響を与える農地はありません。ご審議よろしくお願ひします。以上です。

	会 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 2 番について説明します。申請地は、小布瀬滝ノ口です。国道 222 号線から紫陽花ロードに入り約 800m 行った道路の右側です。7 月 24 日、譲渡人、譲受人に電話確認し、7 月 26 日に譲受人立会いのもと現地調査しました。30 年前に譲渡人の父親が申請の必要なことを知らずに檜を植林したようです。売却する際に地目が畑であることが判明し、今回の申請となりました。譲受人は、檜はまだ小さいので伐採はせず、適切な森林管理をしていくとのことです。周りは山林で影響を受ける農地はありません。始末書も添付されております。問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 3 番について説明します。7 月 22 日、現地調査しました。貸人と借受人は親子関係です。申請地は、戸高一丁目、小児科医院の道路を挟んだ東隣です。借人は、現在親子 3 人でアパート住まいしており、申請地に新居を建てる計画です。建築に当っては、東側と北側は農地がありますが、土砂流出防止のためのブロック塀を設置し、雨水は南側の道路側溝へ流します。汚水は日南市公共下水道で処理する計画としています。許可妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 4 番について説明します。7 月 25 日、譲渡人に電話で確認し、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、大堂津小学校より東へ約 300m の所で、都市計画区域内の第 2 住居の用途地域の農地です。譲受人は申請地の北側約 10m の所で宗教法人法に基づく寺を運営していますが、檀家用の駐車場が不足しており、今回の申請に至りました。外周にはブロック塀を設け、土砂等の流出を防止します。雨水は申請地の中央に排水路を設け、私道沿いの側溝に排出するとのことです。苦情等があれば、その都度対処するとのことでした。周囲は住宅地で影響を与えるような農地はありません。譲渡人は、譲受人の要望により手放すとのことで

	谷 口 (宏)	した。営利目的ではありませんので、許可は妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 5 番について説明します。7 月 23 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しました。申請地は、上毛吉田公民館から山手の農道を北へ約 1.5 km 行った頂上付近です。譲受人は製材業者で、土地ごと山林を購入したところ一箇所だけ地目が畑であることが判明し、今回の申請となりました。周囲は、山林化しており農地はありません。始末書も添付されていますので、許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 6 番について説明します。7 月 22 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人は、市外在住のため電話で確認しました。申請地は、下塚田公民館から細田小学校方面に約 500m 進んだところから左手に直線で約 50m 登った所です。譲受人の金柑ハウスに面した 1,117 m²土地になります。現地には約 40 年生の杉が植林されており、譲渡人の父親が、転用許可申請が必要なことを知らずに杉を植林したとのことでした。高齢になり管理ができなくなったため、隣接する譲受人に相談したところ今回の申請となったとのことでした。冬場は、ハウス金柑が日照不足となるため、杉を伐採し、防風林を兼ねて植林し管理するとのことでした。始末書も添付されており許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 7 番について説明します。7 月 23 日、譲渡人に電話確認し、7 月 26 日代理人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷倉迫の菖蒲迫バス停を山手に約 1 km 行った所です。譲渡人は、ピーマン経営をされています。申請場所が山林にある畑で、作物を栽培しても鳥獣被害もあるので、製材業者である譲

10:23		受人に相談し今回の申請となりました。周囲は山林化しており、農地はありません。被害の想定は出来ませんが、万が一の場合は責任をもって対処しますとのことです。許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号は、許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号「農用地利用集積計画」について20件の審議をお願いします。まず「利用権設定」の審議をお願いします。受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3番河野です。受付番号1番について説明します。申請地は、内之田地区です。内之田駅より踏切を右折し松永橋手前を左折し200m先にある牛舎の斜め向かいの水田になります。貸付者と借受者は親子関係です。7月24日に申請人と電話で確認しました。案件は間違いなく利用権設定で、飼料作物を作ることです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続いて、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号2番について説明します。7月26日に、貸付者、借受者に連絡し現地調査しました。申請地は、榎原上講地区です。国道220号線沿いのドライブインから北に100mの所に4筆申請地があります。貸付者は、かつては兼業農家でしたが、管理に手が回らないということで今回の申請となりました。借受者は、早期水稻と果樹経営の3年目の新規就農者です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。

10:26	議 長	ただ今、各担当委員から利用権設定について報告がありました。質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号「農用地利用集積計画 利用権設定」について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画 利用権設定」は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして「所有権移転」の審議をお願いします。受付番号3番について担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号3番について説明します。先程、議案第1号農地法3条、受付番号3番と申請地が同じ場所です。譲渡人、譲受人も同じです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7番田中です。南郷地区農地利用最適化推進委員の平部委員に代わり報告します。受付番号4番について説明します。7月23日に譲渡人、譲受人に連絡し現地調査しました。譲渡人は入院中で譲渡人の娘さんに確認をとり間違いのないことでした。申請地は、潟上小学校から串間方面へ約500mの水田の一面です。既に金柑が植栽されており適正管理されておりました。譲受人は金柑と地頭鶏をされている若手農業者です。譲渡人は、離農されるとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号5番、6番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号5番、6番について関連がありますので一括して説明します。7月25日、譲受人、譲渡人に連絡し現地調査しました。受付番号5番の申請地は、榎原神社から北に1.5km行き、南に100mの所に5筆あります。

10 : 30	倉 元	受付番号 6 番の申請地は、黒潮環境センターから東に 200m 行った所です。なお、譲受人は受付番号 5 番が譲渡人の義理の子、受付番号 6 番が譲渡人の孫の関係になります。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号「農用地利用集積計画 所有権移転」について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画 所有権移転」は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、「中間管理権設定」の審議をお願いします。受付番号 7 番から 10 番について担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 7 番から 10 番について説明します。申請地は、白木俣です。国道 222 号線沿いの白木俣神社の反対側を約 100m 下った所です。7 月 28 日、貸付者の 1 人と耕作者と現地確認しました。中間管理機構との更新ですので、何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番、12 番について担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 11 番、12 番について説明します。7 月 24 日、貸付者に電話及び自宅訪問し現地状況の聞き取りし現地確認しました。申請地は、東郷地区益安です。県道日南高岡線から約 1.5 km 風田方面に入った鷺ノ元という所です。中間管理機構との更新ですので、何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番について担当委員より報告願います。

加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。7月28日、現地調査を行いました。申請地は、潟上小学校の手前南郷北方線の道路を挟んで右と左にあります。借受人が中間管理機構ですので、何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号14番から19番について担当委員より報告願います。
田 中	はい、7番田中です。受付番号14番から19番まで6件を一括して報告します。各貸付人に対し7月23日から26日の間にそれぞれ電話で確認し、現地調査を行いました。申請地は、潟上小学校の前から串間方面に約2km広がる水田及び果樹園です。中間管理機構との再設定ですので、何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号20番について担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号20番について説明します。7月26日、貸付者に連絡し現地調査しました。申請地は、榎原神社から北に約3kmの札の尾地区集会所を中心に1km以内に広がる19筆の畑です。貸付者は会社勤めで、父が亡くなった後も農業をする気持ちはないということです。借受者は中間管理機構で、特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今、担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第4号「農用地利用集積計画 中間管理権設定」について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画 中間管理権設定」は同意することに決定しました。

10:36	議 長	次に、議案第5号「非農地証明願」について、3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番稲山です。まず、受付番号1番について説明します。7月25日、佐藤農地調査員立会いのもと現地確認しました。申請者には電話にて確認しております。申請地は、飢肥地区板敷中之八重地区の上の辺りの道路沿いです。地目は畑となっております。一面に孟宗竹が乱立し、10年以上耕作された跡はなく、周辺は杉が植林され山林となっております。農地としての利用は不可能と判断いたしました。続きまして、受付番号2番について説明します。7月21日、願出人の行政書士立会いのもと現地確認しました。申請地は、飢肥地区板敷で、振徳高校より100m行った右側の変電所の東側で、市道飛ヶ峰観音線の道路沿いです。申請地は4筆あり、3筆が畑、1筆が田の地目となっております。現況は、孟宗竹が乱立し、倒竹により筆境界もわからない状態です。真下に住宅があり倒竹による危険性があるように思われました。周囲も山林化しており、非農地判断基準に適合し農地としての利用は出来ないと判断しました。なお、申請者には電話にて確認しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号3番について説明します。7月22日、申請者立会いのもと現地調査しました。申請地は、上毛吉田地区公民館横の県道を西の方向に約700m行った所に旧道があり、旧道を約100m行った道の上です。現地は、雑木、孟宗竹の荒れ地となっており、耕作放棄地のうち農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地と判断いたしました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

	議 長	では、議案第 5 号「非農地証明願」について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 その他ございませんか。
10 : 40	議 長	なければ、事務局説明をお願いします。 《報告事項》
10 : 57		終 了

第 2 回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長 △ 12 久 永 (印)

署名委員 井上 友和 (印)

田 端 功 (印)